

細胞診指導医会 会報

No.2 Nov. 1989



「日本臨床細胞学会」と「日本病理学会」とで 行われた細胞診に関する協議の経緯について



慶応義塾大学名誉教授 栗原操寿
国立東京第二病院名誉院長

日本臨床細胞学会「細胞診指導医制度」と日本病理学会「認定病理医制度」とによる細胞診断実務に関する諸問題につき、昭和59年10月から昭和61年12月までに13回にわたる両学会の代表者間で行われた協議によって取り決められた合意事項は、わが国における細胞診断システムの明るい将来への進路を決めたものであり、また両学会にとって歴史的ともいべきこの協議は、たまたま私が細胞診指導医会会長の任にあったときに行われたので、その経緯と合意事項をここに紹介することにした。

本学会では、学会発足の当初から、細胞診精度の維持、向上、管理の重要性に鑑み、昭和43年1月に細胞診指導医制度と細胞検査士制度を制定し、昭和43年11月に細胞診指導医65名、また昭和44年3月に細胞検査士8名を認定した。そして学会の総力をあげて、両制度の定着と充実と止むことなく一貫して努め、以来20年間を経過した現在（平成元年10月）までに、細胞診指導医899名、細胞検査士3,016名を育成認定し、国際的にも高い評価を受けて今日を迎えていることは、すでにご承知のとおりである。

この間、細胞診断学は、目を見張るような勢いで、新しい有力な癌診断法としての学問的地位を確立した。そ

して、日本病理学会では細胞診を重視し、新しく制定する認定病理医の認定条件になる三本柱の一つに細胞診断学を取り上げることを決定した。ここにいたって細胞診指導医と認定病理医とが細胞診断の実務に当たるといふ新しい局面を迎えることになり、必然的に発生するであろうと予測された細胞診断の現場における混乱を回避せねばならないという両学会の意識が合致し、昭和55年11月、両学会を代表するそれぞれ4名ずつの代表者によって、第1回目の協議が開かれた。本学会から栗原操寿、天神美夫、野田起一郎、それに信田重光と高橋正宜（敬称略）は協議議題によって交代出席し、日本病理学会からは4名が代表者になり出席した。それぞれの立場から、新発足する認定病理医制度の説明、細胞診指導医制度と細胞検査士制度の現状などについての説明が交わされ、引き続き第2回目の話し合いが昭和56年2月にもたれた。しかしながら、意をつくして本学会の立場を説明したにもかかわらず、はじめから細胞診指導医のあり方を激しく批判する日本病理学会側の一部代表者の固執が一向に和らぐ気配をみせず、会談は早くも暗礁に乗り上げたかの感が深まった。問題が差し迫った重要事項であるので、われわれとしては話し合いの継続を待ったが、病

理学会側の一方的な都合で、以来それとなく中断されたまま数年を経過することになった。2回目会談のあと、間もなく、前出の日本病理学会側代表者の一部の人が中心となり、細胞診に従事する検査士を認定する新制度を設立し、本学会で育てた細胞検査士をこのなかに吸収しようという計画を進めているとの確かな情報が耳にとどき、会談が一向に進まない理由が何にあったか明らかになった。

日本臨床細胞学会設立の当初から、本学会と一心同体となり、細胞診の高い精度と正しい普及に尽力してきた細胞検査士会の幹部が、これへの誘いを受けるや言下に拒否するとは予測外であったらしく、この策略は不発のまま消失したことを特にここで言及しておく。

日本病理学会の大勢が、歴史の浅い本学会を正しく理解し、深く評価するであろう日の近いことを信じつつ、また、ときがきて日本病理学会側代表者の交代を秘かに

願いながら、協議の再会を静かに待つことにした。

昭和58年4月、老人保健法が実施され、国をあげてのがん集団検診の重要項目に細胞診が組み込まれたのを契機に、細胞診指導医と認定病理医との老人保健法による細胞診実務上の問題が具体化し、このまま放置できないという両学会の認識が再び高まり、日本病理学会側代表者全員が交代し昭和59年10月に両学会間の協議が再開されることになった。

本学会からは、栗原操寿、信田重光、天神美夫、野田起一郎の4名が新しく代表者として再選出され、日本病理学会からは浦野順文、遠城寺宗知、笹野伸昭、森 亘（敬称略、五十音順）の4名が代表者となり、お互いの学会と制度とを尊重するという基本精神の申し合わせをもって開会され、2年間に及ぶ13回の協議は、友好そのものの雰囲気につつまれて進められ、最終的な合意事項は以下のごとく決定した。

日本臨床細胞学会・日本病理学会 細胞診問題打ち合わせ会合意事項

本打ち合わせ会は昭和59年10月6日第1回会議を開催して以来、昭和61年12月11日までに13回の会議を行った。当初の申し合わせに従い、ここにその審議内容をとりまとめておく。

はじめに両学会から現行制度と今後の方針について説明のあった後、これを受けて相互に学会の体制、制度を尊重するという原則に基づいて審議が進められ、日本病理学会認定病理医制度ならびに日本臨床細胞学会細胞診指導医制度の相互関連、及び本打ち合わせ会の今後のあり方について、当面以下のことをそれぞれの学会に対し提案することがとり決められた。

I 認定病理医に付与する細胞診指導医試験受験資格

日本病理学会認定病理医の資格を有する者については、それをもって日本臨床細胞学会指導医受験資格のための諸要件を満たすものとみなす。ただし当該試験施行日以前に、入会の時期は問わないが、引続き1年以上の日本臨床細胞学会会員歴をもたなくてはならないものとする。

備 考：

- 1) 上記1年以上の会員歴とは、実質上前年度からの会員であり、したがって試験施行日までに少なくとも2年分の会費を納入していることを意味する。
- 2) 昭和62年以前に認定を受けた日本病理学会認定病理医については、昭和64年度指導医試験までに限り、前項につきとくに当年度からの日本臨床細胞学会会員歴をもって可とする臨時措置を講ずる。

- 3) ただし昭和62年度指導医試験に関しては、昭和61年度以前に認定を受けた日本病理学会認定病理医に限るものとする。

II いわゆる grandfather rule による細胞診指導医資格付与

比較的年長者で細胞診の経験をもち、現在その実務に携わっている認定病理医に対しては、一定の基準に基づき細胞診指導医の資格を与えることを考慮すべきである。

備考：

- 1) 資格該当者を選定するための基準の大枠は、この打ち合わせ会で引き続き検討し定められることが適当である。
- 2) 選定の実務は、本打ち合わせ会の下に小委員会を設けて行う。その際、小委員会の構成員のうち少なくとも1名は、打ち合わせ会の委員をもって充てることが望ましい。
- 3) 上記の審議は可及的速やかに行われることを希望する。

III 本打ち合わせ会の再編成と継続

本打ち合わせ会の委員は、当初任期2年とされた。しかし、上記を含め、なお審議途中の重要事項が残されていることを考慮し、本打ち合わせ会を再編成して、引き続き継続させることが望ましい。その構成員は、当然、それぞれの学会で選出されるが、人数に関してはおのおの4名程度が適当と考える。また細胞診指導医に対する認定病理医試験受験にとまなう特典の有無についても討議する必要がある。

昭和61年12月11日

日本臨床細胞学会選出委員

栗原操寿, 信田重光, 天神美夫, 野田起一郎

日本病理学会選出委員

浦野順文, 遠城寺宗知, 笹野伸昭, 森 亘

そして昭和62年春、それぞれの学会に報告され、原案どおりに承認された。

なお、いわゆる grandfather rule については、1回だけ厳選の条件で原則的合意がなされている。選考基準と方法につき継続協議する申し合わせが交わされている。

新しく本学会に入会し、細胞診指導医の資格を取得された認定病理医の方々が本学会と細胞診指導医会の第一線をリードする指導者になり、本学会の発展と精度の高い細胞診の普及に大きく寄与されることを願い、最後に日本病理学会の温かい英断に深謝してこの稿を閉じる。



細胞診指導医あり方委員会のあゆみ



佐賀医科大学産婦人科
杉森 甫

細胞診指導医あり方委員会は昭和56年5月の指導医会において、野田起一郎指導医会会長（当時）の発議によりその発足が決定された。委員は末尾に記載した14名であり、不肖私が委員長に指名された。細胞診指導医制は会報第1号に記されているとおり、昭和43年に第1回の選出が行われてより、順調に発展してきているかのようにみえたが、この時期にいたって種々の問題が生じていた。まず、当時各学会において専門医あるいは認定医制度の導入がはかられ始めたので、この種の制度のパイオニアともいべき本学会の指導医について社会一般に広くアピールすることが望まれた。学会内部においても、同じく学会認定の細胞検査士とのバランスの点から資格の更新、さらに制度が有名無実化しないために指導の実際の要領を規定するなど、指導医制度の再検討が必要と考えられたのである。

委員会では指導医の条件、名称、資格の更新、専門科と総合科、試験方法、細胞検査士との関係、指導方法など多岐にわたっての討議がなされ、翌年5月会長宛にて答申した。その内容は以下に記すようなものである。

A. 指導医のあり方

細胞診断は指導医と検査士とのコンビで行うのが最も良い。このような指導医制度を確立するには、指導医の存在と意義を社会的に認知させ、検査士との関係を緊密にすることが重要である。

1. 指導医の業務

細胞診の診断、細胞検査士および医師の指導、細胞診断学の研究と同時に一般医療従事者や医療機関に対して正しい細胞診のあり方そのものを啓蒙していくべきである。

2. 指導医の社会的認知

細胞診は指導医が診断するのが当然であるという社会通念が生成されねばならない。そのために以下のような方策が効果的と考えられる。

- 1) 指導医の実力をつける。
 - 2) 医師会、関連学会、保健衛生団体などの各方面へ積極的に関与する。
 - 3) 指導医制度の PR。
 - 4) 認定病理医との区別を明らかにする。
 - 5) 指導医の人数を増やす。
3. 細胞検査士との関係

「細胞検査士指導要領」に準じて行うのが望ましい。

B. 日本臨床細胞学会への提案

- 1) 日本臨床細胞学会支部設立の促進。
- 2) 指導医の増員をはかる。
- 3) 指導医の実力向上をはかる。指導医の資格更新、再教育を行う。
- 4) 細胞検査士指導要領の作成。
- 5) 指導医リストの作成と配布。
- 6) 検査士へ指導医制の制度と意義を良く理解させる。
- 7) 問題処理委員会（仮称）の設置。
- 8) 指導医制度の PR。
- 9) 細胞検査士資格更新業務の円滑化と資格喪失者の復活条件の早急な検討。

以上の答申によって委員会の一応の仕事は終わったと考えていたところ、これらの提案を具体化してゆく仕事もやることになり、委員会は常置的性格のものとなった。また、このときから指導医会幹事の先生方も会議に出席されることになった。その後、春秋の学会の折に開催されているが、前述の提案に基づき種々のことが実行にうつされた。すなわち、「細胞検査士指導要領」のほか「細胞検査士の方へ」という検査士宛てならびに所属施設長宛ての指導医制度の説明文書が作成され、これらは新しい検査士が誕生するたびに配布されている。指導の実効をはかるため指導医毎の検査士の人数を調査し、

地域的条件をも加味しつつ適正配分に務めた。指導する検査士が1人もいない指導医が約1/3いる一方、30名以上もの検査士を指導している人がいたり、九州の検査士を東京の医師が指導しているといったことがわかったからである。指導医の実力向上には学会出席を促すのが最も早道であるので指導医会を魅力あるものにするため学術講演が企画され、今日にいたっている。指導医会の会費が徴収されるようになったのも、このころからである。この間に老人保健法が制定され、その実施要項に細胞診は指導医と検査士のコンビで行うよう記されたことをきっかけとして、指導医が一般医療関係者にかなり知られるようになったのは喜ばしい次第である。また、各県における細胞診従事者講習会や養成事業に参加するため、支部設立が促進されたのも幸運であった。指導医の人数も当時の約350名から現在の899名へと増加している。検査士の資格更新も総会への出席回数の減少、支部活動の点数化など更新条件を改め、順調に行われている。今年は、いよいよ指導医の資格更新が実施される年である。更新の条件も決定された。この面においても技師諸君の模範となるようなスムーズな更新がなされることを期待するものである。今、あり方委員会は第3次を迎え、柴田偉雄先生を委員長として活動している。これからの大きい問題の一つは専門科の問題であろう。現在の専門科は総合的な基本のうえにあるサブスペシャリテ

ィとしての専門科であることはいうまでもない。しかし、多数の病理医が指導医になっている今日このままで良いのか、専門科を存続させるにしても現在の区分や試験分野は妥当かなどの点について今後の検討が待たれる。

細胞診断学の進歩や普及にともない、指導医の業務や守備範囲も変わってくるので、これらの変化に適切に対応してゆくことが大切であろう。指導医のあり方はあり方委員会のみの問題ではなく、指導医一人ひとりが指導医としての自信と誇りを持ち、自己規制してゆく態度がその根源であることを強調したい。

指導医あり方委員会

(昭和56年5月～61年2月)

杉森 甫, 垣花昌彦, 松田 実, 柴田偉雄, 武田 敏, 丸山雄造, 東岩井久, 山片重房, 杉下 匡, 長谷川寿彦, 田中 敏, 室谷光三, 額 博, 永井 宏

(昭和61年3月～62年12月)

杉森 甫, 垣花昌彦, 松田 実, 柴田偉雄, 武田 敏, 丸山雄造, 山片重房, 杉下 匡, 長谷川寿彦, 永井 宏, 並木恒夫, 上井良夫

(昭和63年1月～)

柴田偉雄, 垣花昌彦, 加藤治文, 桔梗辰三, 松田 実, 永井 宏, 並木恒夫, 難波紘二, 野沢志朗, 杉下 匡, 山片重房, 坂井英一

細胞検査士指導要領

癌などの細胞診における診断責任の重要性にかんがみ、指導医と細胞検査士とは相互の信頼と協力の human-relationship に立って密接な連絡体制を確立し、技術の向上とともに、よりの確な細胞診の実施をはからねばならない。

1. 指導の実際

1) 細胞検査士との同時鏡検による対話的交流を行うことが最も効果的でありできるだけ直接面談の機会を作るように努める。

2) 細胞標本の作成技術、細胞形態の鑑別や細胞学的診断について指導するのみでなく、臨床事項や他検査所見も含む総合的考察にもつとめ、細胞診の占める役割と意義についても正しく理解させる。

3) 細胞診の過小評価(見落とし、偽陰性など)は過大評価(偽陽性)よりも責任が大きいことを十分留意

せしめる。指導医に連絡させる症例は各細胞検査士の能力に応じて決定すべきであるが、原則として疑陽性(class 3)以上の症例はすべて指導医の判定を受けさせるべきである。これ以外の症例でも癌、非癌を問わず問題所見については、つとめて指導医に連絡させる。指導医は細胞検査士の疑問症例の単なる相談相手としてのみではなく、その検査士のスクリーニングした全標本の判定結果に対して、道義的責任を有していることを十分認識しておかねばならない。

2. 他機関に対する指導医の立場

指導医が他機関の細胞検査士を指導する場合は細胞検査士の所属する施設の施設長と十分連絡し、次のいずれかの形式をとることが望まれる。

1) 指導医がその機関の非常勤医師になる。

2) 検査士所属の施設長より細胞診指導の依頼を受

ける。

3) 検査士所属の施設長より当該検査士が指導を受けることについての了解を得る。とくに当該機関に認定病理医がいる場合には、綿密な連絡が必要である。指導医はさらに当該機関関係者に対しても細胞診の判定法、精度管理、検査伝票、設備、検査料金の設定など種々の面において助言勧告をすることが望ましい。

3. その他の注意事項

1) 診断を訂正する場合や診断に関連した臨床側とのトラブルの場合は、相互に連絡しあい標本を再検討するとともに指導医の責任において対策を講ずる。

2) 指導を引き受ける場合には前述の責任と業務の遂行が可能であるか否かを考慮し、適当と判断した場合に引き受ける。施設や地域の特殊性などを考慮に入れねばならないが、一般的には10名程度が指導できる限度とみなされ、これを越える場合には他の適当な

指導医を紹介することが望ましい。

3) 必要に応じ他の専門分野の指導医の紹介、協力、集団指導システムの導入など細胞検査士が全科の指導を受けられるような体制を考慮することが望ましい。

4) 学会や研修会への参加の奨励などにより検査士の能力の維持、向上に努め、細胞診標本の保管整理、検査伝票、設備・技術など細胞診の合理的運営に必要な事項についても適宜指導する。

5) 細胞診に関する研究発表についても積極的に相談を受けて指導し、学問的批判に十分耐え得る内容のものを発表できるようにする。

6) 細胞検査士の資格更新、転居、指導医変更に際しては学会の規定に従って的確に申請するように指導する。とくに資格更新の際は、指導医の適正な判定のみならず現状の問題点を指摘しておく。

細胞診指導医と平成

向仁会 永井病院

永 井 宏



本年は、新年を迎えるなり裕仁天皇が波乱の生涯を終えられ、64年にわたる激動の「昭和」が幕を閉じ、新しい希望に満ちた「平成」がスタートしました。細胞診指導医学会も1,000名間近の大世帯となり、「平成」とともに、より一層の発展が期待されます。

そんな折、光栄にも日本臨床細胞学会細胞診指導医学会報執筆のご指名をいただき、当時を回想しながら筆を進ませさせていただきます。それにしても私の指導医番号91は、本人は若手と思っているのにもかかわらず随分古くなったものです。

私が指導医の資格を取得する機会を得ましたのは、昭和38年より東北大学産婦人科教室において野田起一郎現近畿大学医学部長（2代目指導医学会会長）のご指導の下で、子宮がん組織発生の研究をさせていただき、同時

に「宮城方式」として高い評価をいただいた子宮がん集団検診に従事したのが契機でした。私は昭和44年の第3回に指導医の資格を得ましたが、当時の試験はスライド・カンファレンスといっても特別講演的要素を含んでの資格獲得でした。

私が指導医になったころの東北大学産婦人科教室は、他にさきがけ子宮がんの集団検診に着手し、世界初ともいべき子宮がん検診車を開発し、積極的に宮城県各地の検診を進めていました。その実績は、増淵先生の勧めによりリオデジャネイロで開催された第4回国際細胞学会で発表しました。1ドルが400円前後で、海外に行くことが必ずしも日本人にとって容易とはいえないときの国際学会参加は、学術発表はもとより他にも多くの想い出を残してくれました。

その当時のリオデジャネイロは、昨年世界産科婦人科学会で20年ぶりに訪れたときの窃盗、殺人、麻薬、売春など危険に溢れた破産直前の都市とは違い、きれいで魅力的な楽園でした。学会では、ほとんどの演者が国際舞台での初発表をものともせず、興奮しながら活発な討論を交わし、日本の細胞診断学の高いレベルを伝えました。

ブラジル駐日大使による大使館あげでの招待パーティーは特に印象深い出来事でした。外貨制限が厳しく、無駄遣いご法度の懐では、「和食は夢のまた夢」であったときだけに地球の裏での和食の大判振る舞いには感涙にむせぶ老先生の姿も見られました。夜ともなると華やかな懇親の場が連日繰り広げられ、夜を通してのサンバ・パーティーでは若き日の栗原教授と楽しく踊り明かし、日本人の意気を示したのも良い思い出です。

また、学会の前後アメリカ対がん協会の本部や幾つかの支部を訪れましたが、そのとき入手した資料は現在でも十分に活用できるものであり、対がん運動に対するアメリカの先見には今なお敬意を表しております。日本臨床細胞学会の国際的視野を急速に広げたリオ学会の直後、指導医制度が設置され、わが国も国際的レベルでの細胞診断学が本格化しました。

制度が発足した当時の細胞診指導医の仕事は、スクリーナーの指導および育成に最も重点がおかれていました。そして、それは今も変わるところではありません。しかし老人保健法により検診が国家レベルの事業となり、細胞診断が細胞診指導医、細胞検査士の重要な連携の下で行われることが公報に明記されてからは指導医の役割は多様性を帯びてまいりました。すなわち指導医は学問的視野ばかりでなく、社会的視野においての活動が求められるようになりました。各県には成人病検診管理指導協議会が設けられ、臓器別検診ごとに部会が設置されました。指導医はこれら協議会、部会のメンバーとなって各県の検診の指導的な立場を務めなくてはなりません。

行政、地域医師会、保健婦、住民の間において指導医が調整役を務める必要性もしばしば出てまいります。検診制度が多様化して細胞診断がよく用いられるようになりますとクオリティーコントロールに対する指導医の役割はさらに重要となります。子宮がん、肺がんの集団検診では、細胞診はファースト・スクリーニングの役を果たし、乳がん、胃がん検診においてもそれぞれ重要な役目を果たします。また、老人保健法以外でも多くのがん早期発見のために細胞診が利用されています。このように急速な細胞診の需要増加はコマーシャル・ラボや医師会臨床検査センターでも細胞診断を実施しているところが増えつつあります。このような現況下で細胞診断学を医療産業の中に埋没させることなく、高い精度管理を維持していくためには指導医の存在において他に求めることはできません。さいわい細胞診センターには細胞診指導医をおくことが義務づけられているため指導医の自覚さえあれば適正な細胞診断の維持に十分対応可能と考えられます。とはいえ、現段階において全ての事柄に完全無欠の完成度を望むのは必ずしも容易ではありません。指導医の中には形態学者が陥りやすい狭視野的理想像にとらわれがちとなり、逆に細胞診の発展を阻止する場合すら散見されますが、今後社会的役割を果たすためには理想の認識のうえにたちながらも、許容範囲の中で多様な方法論を駆使し、現状を踏まえながら段階的な解決をはかることもときには必要とならましよう。

小生、現在微力ながら「あり方委員会」の一人として資格更新制度設定に臨床医が意見を述べる機会をいただいておりますが、日常臨床に従事しながらも指導医の務めを評価しうる制度が生まれたことを喜んでおります。新しい時代「平成」においてより広い世界での指導医の活躍を期待したいものです。

私自身、今後とも臨床畑の細胞診指導医として、臨床と学問の間で頑張っていきたいと思っています。



編 集 後 記

細胞診指導医会は昭和43年の発足以来、20余年を経過し、会員数も1,000名近くの大きな団体に成長しました。指導医は細胞診の実務担当はもちろん、細胞検査士の教育指導から細胞診の精度向上にまで務めねばならず、また老健法の施行に伴って、その責任はますます増加する一方と思われます。会が発展し、指導医の数、その責務が増加すればするほど、多くの問題が生じてくるのはやむを得ないことでありますが、本会報が今後種々の問題解決に少しでも役立つことを、編集委員の末席を汚すものとして願ってなりません。

今回は指導医会のあゆみということで前会長の栗原先生に当時の模様を書いていただきました。ちょうど、「細胞診指導医制度」と病理学会の「認定病理医制度」による細胞診断実務に関する諸問題が協議された時期であり、そのあたりの経過が臨場感をもって伝わってきたことと思われます。また、杉森先生には「細胞診指導医あり方委員会」の発足当時の思い出とその後のご活躍について書いていただきました。

まだ第2号ということで、一般の皆様からのご投稿などごさいませんが、本会報を会員の方々のごく気楽な情報交換の場、会員間の意志疎通の場とするために、指導医会についての忌憚のないご意見、感想をどしどしお寄せいただければ幸いです。

(藤井 雅彦)



会報編集委員会

委員長：山田 喬

委員：藤井 雅彦、垣花 昌彦、野澤 志朗、上井 良夫